

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	中野北溟記念室作品額装等業務
発 注 課	市) 文化部文化振興課
選 定 事 業 者	株式会社昌文堂
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、令和7年4月中から開始する中野北溟記念室第一回展示のため、書道作品の額装等を行うものである。</p> <p>株式会社昌文堂は、これまでも中野北溟氏の作品の展示に札幌市内外にて複数回携わっており、対象作品の価値を十分に引き出す展示を行うことができる事業者である。額装などの準備も含め、書道作品の展示業務を請け負える事業者はわずかであるが、展示作品の著作者である中野北溟氏からも、対象作品の特徴を熟知し、かつ展示方法のノウハウを保有している当該事業者により作品の展示業務が行われることが望ましいとの指定があった。</p> <p>以上により、当該事業者は、当該作品の性質等を十分に理解しており、作家の意向に沿った方法で本業務を実施することができる唯一の業者であるため、随意契約を締結することとする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号